

議案第62号

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月6日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例

新居浜市市営住宅条例（平成9年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

第5条第9号中「第8条第3号」を「第8条第4号」に改める。

第8条第4号中「のほか、同居親族」を「のほか、同居親族等（特賃法施行規則第1条第1号に規定する同居親族等をいう。以下この号及び第13条において同じ。）」に、「については、同居親族」を「については、同居親族等」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「第7条第1号」を「第7条第2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）特賃法施行規則第7条第1号に掲げる者

第13条中「同居の親族」を「同居親族等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、特定公共賃

貸住宅に入居することができる者に里親制度における里子等と同居する者を追加するため、及び引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。